

## 三原市立小・中学校受水槽・高架水槽清掃業務 共通仕様書（その1・その2）

- 1 貯水槽の設置場所及び容量・基数は別添「貯水槽一覧表（業務その1）（業務その2）」のとおりとする。
- 2 貯水槽の清掃は、「建築物環境衛生維持管理要領」（平成20年1月25日厚生労働省健康局長改定通知）に基づき実施すること。
- 3 貯水槽清掃の際は、受水槽・高架水槽のボールタップ並びに受水槽のストレーナー及び定水位弁の点検を行うこと。
- 4 水道法及び同法施行規則の規定による基準により、貯水槽の清掃及び貯水槽別系統の水道水の水質検査（一般項目）を行い、清掃報告書及び水質検査書を提出すること。簡易専用水道については、水道法第34条の2第2項の規定に基づく検査機関の検査を受け、簡易専用水道検査済書を提出すること。
- 5 貯水槽の清掃期間は契約締結日から令和6年8月30日までとする。  
作業に当たっては、各学校と日程調整の上、実施すること。  
なお、学校の都合等やむを得ない事情によりこの期間内に作業実施できない場合は、学校運営に支障がない日を学校側と調整の上、令和6年9月30日までに実施すること。  
検査書・清掃報告書・写真の提出は、令和6年9月30日までとする。
- 6 清掃（水質検査も含む）完了後は、清掃報告書及び清掃前後の水槽の状況を撮影したカラー写真を学校別に整理して提出すること。  
また、設備に故障等の不具合がある場合は、問題点及び改善策等についても報告すること。
- 7 貯水槽清掃等業務遂行に当たっては、学校管理者の指示に従い、学校運営に支障を来さないようにすること。

## 貯水槽一覧表(業務その2)

(小学校)

学校名	受水槽			高架水槽			備考
	構造・形式	容積	基数	構造・形式	容積	基数	
沼北小学校	R・C 地上	6.2	1	FRP 屋上	4.0	1	
沼田東小学校	SUS 地上	14.0	1	/	/	/	簡易専用水道検査
沼田西小学校	SUS 地上	4.0	1	FRP 屋上	2.8	1	
小泉小学校	SUS 地上	6.0	1	FRP 屋上	4.7	1	
久井小学校	SUS 地上	12.0	1	/	/	/	簡易専用水道検査
大和小学校	FRP 地上	25.0	1	/	/	/	簡易専用水道検査
本郷小学校	/	/	/	FRP 屋上	5.0	1	
本郷西小学校	FRP 地上	15.0	1	FRP 屋上	6.0	1	簡易専用水道検査
合 計		82.2	7		22.5	5	

(中学校)

学校名	受水槽			高架水槽			備考
	構造・形式	容積	基数	構造・形式	容積	基数	
第五中学校	FRP 地上	15.0	1	/	/	/	簡易専用水道検査
久井中学校	/	/	/	SUS 屋上	3.0	1	
大和中学校	SUS 地上	10.0	1	FRP 屋上	6.0	1	
本郷中学校	SUS 地上	8.0	1	/	/	/	
合 計		33.0	3		9.0	2	